

平成28年度事業計画

I 基本方針

我が国の景気は、雇用・所得環境の改善が続く中で、各種政策の効果もあって、緩やかな回復に向かうことが期待されている。ただ、海外経済で弱さが見られており、中国をはじめとするアジア新興国等の景気が下振れし、我が国の景気が下押しされるリスクもあるなど厳しい状況にあるとされている。

このような中、県においては、高齢化の急速な進行や医療費の増により扶助費が引き続き増嵩する傾向にあり、公債費も引き続き高水準で推移することが見込まれていることなどを踏まえ、今後とも厳しい財政状況が続くものと見込まれている。

一方、経営組織のガバナンスと財務規律の強化等の社会福祉法人制度の改革、障害者総合支援法の施行後3年目途の見直し、社会的養護施策の拡充、介護人材確保に向けた国の取組の拡大など、当事業団を取り巻く環境は先行き流動的で厳しい状況である。

こうした中、事業団においては、さらなる県民福祉の増進や福祉サービスの質の向上に引き続き努めるとともに、永続的に事業団に与えられた使命を果たしていくために、新たに「鹿児島県社会福祉事業団第二期経営計画」を策定し、「質の高い福祉サービスの提供」、「地域福祉の推進」、「経営基盤の強化」、「人材の育成」、「法人の一体的経営」の5つの経営課題を掲げ、当該課題に沿って24の推進目標を定め、その実現を目指し、「自律的かつ自主的な経営」を確立していくこととしている。

更に、各施設においては引き続き、鹿児島県社会福祉事業団基本理念と職員倫理綱領に基づき、利用者や地域等のニーズを的確にとらえ、質の高いきめ細やかなサービスの提供と自立に向けた支援の充実に努めるとともに、地域における社会福祉事業の担い手として、厳しい競争の原理に耐え得るより高い水準の事業経営を推進していく。

1 質の高い福祉サービスの提供

職員全員が法人の基本理念に沿って同じ視点に立ち、利用者が自立して豊かな生活を送れるように専門的なサービスの提供を目指す。とくに、第三者評価の受審や個別支援計画のさらなる充実を図ることで、より一層のサービスの向上を図る。

2 地域福祉の推進

社会福祉法人の使命である、公益的取組について、事業団としての定義の明確化と、具体的計画を定め実践していく。新規事業については、当事業団が持っている専門性を活かし、国・県・市等からの業務受託や新たな自主事業への取組を検討、実施し、地域福祉の推進に貢献する。

3 経営基盤の強化

経営指標を理解し、目標値の達成への取組や月次実績の分析、経営状況の把握等を通じ、経営に関する意識を向上させ、経営基盤の強化を図る。また、安定した法人経営のために、経営的視点を持った職員を育成する。コンプライアンス意識の浸透を図り、より社会的に信頼される法人を目指す。

4 人材の育成

人材確保と人材育成を重視する。法人、施設の効果的職員研修体系を整備確立し、さらなるサービスの質の向上を目指す。また、定期的な職員満足度調査により、働きやすくやりがいのある職場づくりに努め、事業団職員であることの帰属意識の向上を目指す。

5 法人の一体的経営

新たな雇用形態について検討し、施設整備を引き続き行いながら、経営の安定と持続的発展を目指す。法人や各施設の経営課題を法人全体で解決するとともに、新たな事業展開への財源や体制作りを行い、施設経営や運営をより強固なものにしていく取組を推進する。

II 施設別事業計画

1 児童養護施設 仁風学園 定員100人 (暫定定員73人)

(1) 質の高い福祉サービスの提供

法人の基本理念を基に、子ども一人ひとりの最善の利益が図られるように、「家庭養育の機能低下への対応」、「子どもと大人との信頼関係の構築」、「子どもの発達権の保障」を基本に、子どもの自己決定と選択を尊重しながら、個人の尊厳が守られるよう人権擁護意識、高い職業規範・倫理観を確立し、子どもたちが健やかに育ち、社会参加していけるように努めるとともに、児童の家庭復帰、親子関係の再構築等の支援に努める。

また、幼稚園への通園(3歳以上)を今年度も継続し、幼児期の社会性の育成と対人関係の確立等を図るほか、小学生から特別指導員による学習指導を行い、中学生は学習塾利用を積極的に促し、進路決定の意識付けを行う。退園を控えた児童については、自立訓練の充実を図りながら、職業指導員による自立に向けた就労に係る情報提供等の支援を充実させていくなど、各年代層に合わせた支援・指導に努める。

健康管理では日々注意深く児童を観察するとともに、健康指導等を実施しながら施設の衛生管理を徹底し、住環境や食事環境の点検、整備を行い感染症予防対策に努める。

更には、職員相互の情報の共有化や関係機関等との連絡体制を強化し、危機管理体制の充実を図るとともに、事故の未然防止のため施設の危険箇所の点検、各種訓練等を実施し、安心・安全な施設を目指す。

(2) 地域福祉の推進

学園の持つ機能を地域に開放するとともに、福祉サービス相談事業の普及・啓発に努めることにより、地域社会の一員として、地域の関係機関等との相互協力関係のもとに地域社会における役割を積極的に果たしていく。

また、地域子育て支援として、子育て短期支援事業の委託や児童相談所からの一時保護委託を積極的に受け入れるとともに、里親支援専門相談員を中心に、里親支援にも積極的に取り組み、家庭的養護の推進を図る。

(3) 経営基盤の強化

業務の見直しや経費削減の徹底を図りながら経営改善に取り組んでいくとともに、児童のニーズには可能な限り応えることを基本に、関係機関との連携を密にして、入所児童の確保に努めるとともに子育て短期支援事業の委託や一時保護委託を積極的に受け入れ、収入増を図っていく。

施設整備については、現有施設は老朽化しているが、事業団の改築計画により全面改築を予定しているため、現時点では児童の安心・安全を確保するための最小限の修繕に留め、全面改築に備え、資金の内部留保に努めるとともに、事業団の財政状況や他施設の整備の進捗状況等、また、国の動き等を見極めながら、検討していくこととする。

新規事業については、施設別経営推進部会及び種別経営推進部会において、国・県等の補助事業を含め、実施可能な事業について検討していく。

(4) 人材の育成

事務局主催の研修や職場内における研修並びに県内外における専門的機関が実施する研修へ参加し、職員一人ひとりのトータルな人材マネジメントの実現を目指し、幅広い専門知識や支援技術の向上を目指す。

また、コンサルテーションや外部講師を招いての専門家の講話・助言を聞く機会を設け、業務の専門性を高めながら職員が子どもへの支援に行き詰まることがないように処遇の難しい子どもや思春期を迎えた子どもに対するケア技術の向上及び小規模化・小舎制移行へ向けた人材の育成に努める。

更には、業務の専門性を高めるために職員に対し、各種資格の取得を勧めていく。

2 児童養護施設 若葉学園 定員88人（暫定定員82人 内 小規模グループケア 8人）

（1） 質の高い福祉サービスの提供

法人の基本理念を基に、子ども一人ひとりの最善の利益が図られるように、「家庭養育の機能低下への対応」、「子どもと大人との信頼関係の構築」、「子どもの発達権の保障」を基本に、子どもの自己決定と選択を尊重しながら、個人の尊厳が守られるよう人権擁護意識、高い職業規範・倫理観を確立し、子どもたちが、健やかに育ち、社会参加していけるように努めるとともに、児童の家庭復帰、家族の再統合に努めることとする。

併せて、昨年度から実施している女子棟の小規模グループケアを軸に、より家庭的な環境を整備し、家庭養護の推進を図るとともにユニット型の住環境を生かし、これまで以上に子ども一人ひとりが安心して暮らせ、子どもと職員との信頼関係を基礎とした支援の充実を図る。

また、児童の健康管理に留意し、日常の健康状態の把握や感染症等の予防対策を行うとともに安心・安全確保のために定期的に施設の安全点検等を行い、ヒヤリ・ハット、危機対応関連マニュアルの周知徹底を図り、危機管理意識の醸成に努める。

更には、個々の児童の個別支援計画の充実を図り、児童がその適性と能力に応じた進路選択を行うことができるよう、家庭教師による学習支援事業を実施し、自立に向けた就労及び自立支援の充実を努める。

（2） 地域福祉の推進

地域子育て支援として、子育て短期支援事業や児童相談所からの一時保護委託事業を積極的に受け入れ、利用家族の相談・支援など福祉サービスの提供に努めるとともに、始良市要保護児童対策地域協議会の一員として、地域の要保護児童の支援に積極的に参加する。

また、里親支援専門相談員を中心に地域里親の開拓、里親との連携による家庭的養護の推進を図るとともに、自主事業である「子育てアロマ講座」の充実や校区コミュニティ協議会の委員として校区の地域づくりや行事に積極的に参加することとし、地域福祉の推進に努める。

（3） 経営基盤の強化

入所児童の減少は、施設経営に大きな影響を及ぼすことから、関係機関との連携を密接に保ちながら、入所児童の確保に努めるとともに、家庭的養護推進計画に基づく数値目標に向けてコスト意識の向上を図るなど、効率的な経費の執行に心がけた経営改善に取り組んでいく。

また、新たな福祉需要の掘り起こしを行うとともに、地域小規模児童養護施設等の設置運営に向け調査、研究していく。

（4） 人材の育成

事業団主催の研修や職場内における研修並びに児童養護協議会等の県内外における専門的な研修に参加し、子どもの権利擁護に関する学習や階層別の研修等、職員一人ひとりのトータルな人材マネジメントの実現を目指し、幅広い専門知識や支援技術の習得を目指す。

また、職場内においてはコンサルテーションや外部講師を招いての専門家の講話・助言を聞く機会を設け業務の専門性を高めながら、職員が子どもへの支援に行き詰ることのないように、処遇の難しい子どもや思春期を迎えた子どもに対するケア技術の向上や小規模化に向けた人材の育成に努める。

併せて、小規模グループケアの支援のあり方について実践と研究を通して支援技術の確立を図る。

3 養護老人ホーム 慈眼寺寿光園 定員70人

(1) 質の高い福祉サービスの提供

利用者が生きがいをもって、各人の能力に応じ自立した生活を営むことができるように施設内の各事業所が連携・協力体制を強化しながら必要な支援を行う。また、利用者の意思及び人格を尊重し、関係機関とも連携を図りながら、地域や家庭との結びつきを重視した運営に努める。

(2) 地域福祉の推進

当園の理念や特色を園内外に積極的に広報するとともに、ボランティアの積極的な受け入れや地域住民との交流を通じ、地域の中で求められる福祉施設となるよう努める。

また、施設紹介の試みとして施設を開放し、施設の説明、見学、給食の試食会等を開催する。

併せて、地域の相談拠点としての機能を目指し、関係機関や近隣の事業所、地域住民からの相談に応じ、連携・協力を努める。

(3) 経営基盤の強化

高齢者福祉をとりまく情勢を把握し、経営収支の状況を的確に把握しながら適切な運営に努めるとともに、利用者の変化（要介護状態、入院や事故等の発生など）に対応した効率的な経営を進め、行政や関係機関との連携を図りながら、利用者の安定的確保に努める。

また、平成27年4月からの介護報酬の改定において、養護老人ホームは「外部サービス利用型」だけでなく、「一般型」の事業所の指定を受けることが可能になったことから先行事例の調査を行い、「一般型」の転換に向けた調査・検討を行う。

(4) 人材の育成

利用者の幅広い多様化したニーズに的確に対応するため、必要な専門的知識・技術の習得ができるよう外部研修等に積極的に参加し、資質の向上を図る。

4 老人居宅介護事業 訪問介護ステーション寿光園

(1) 質の高い福祉サービスの提供

利用者一人ひとりの身体機能にあわせた介護サービスの提供をする。身体機能の低下及び認知症利用者の生活の安全を守るために定期的に施設の安全点検を行い、安全の確保が図られるようリスクマネジメントマニュアルの周知徹底を図る。

(2) 地域福祉の推進

高齢者いきいきポイントのボランティアを積極的に受け入れ、地域のボランティアの活躍の場を提供することにより地域との交流を図る。

(3) 経営基盤の強化

介護保険制度改正等に係る情報収集に努め、利用者へのサービス提供内容の検討や見直しを行い、安定した利用者の確保及び効率的な運営・経営を図る。

(4) 人材の育成

利用者の重度化あるいは認知症への対応を的確に行うため、専門知識の習得、介護技術向上のための研修に積極的に参加する。

5 老人デイサービス事業 デイセンター寿光園

(1) 質の高い福祉サービスの提供

利用者一人ひとりの有する能力に応じて、自立した日常生活を営めるようにケアプランの作成とサービスの提供を行うことにより、利用者の身体的、精神的負担の軽減を図り、残存機能の維持・向上に努める。併せて、利用者の自立の意欲が高められるようにプログラムの充実、体験型の行事の充実を図りサービスの質の向上に努める。

(2) 地域福祉の推進

地域や学生ボランティアを積極的に受け入れる。また、平成28年4月からの地域密着型通所介護への移行に伴い、地域の連携と事業所運営の透明性を確保するために「デイセンター寿光園運営推進会議（仮称）」を設置し、必要な要望や助言等を聞く機会を設ける。

(3) 経営基盤の強化

利用者の意思・人格を尊重し、本人及び家族のニーズにあったサービスを提供できるよう介護環境を整え、通所介護の利用促進を図る。また、デイサービスの運営に関わる制度改正の情報収集に努める。

(4) 人材の育成

利用者の心身機能を的確に把握し、残存機能の維持・向上を図るため研修に積極的に参加するなど資質向上に努める。

6 婦人保護施設 定員30人

(1) 質の高い福祉サービスの提供

利用者一人ひとりの人権擁護と個々の意思を尊重し、新しい生活環境で安心・安全な生活を保障し、ドメスティック・バイオレンス被害等の心的ケアを踏まえて、自立支援に向けた様々な問題解決策の援助支援に取り組むとともに、個別支援計画の充実を図り、施設サービスの向上に努める。

また、利用者と職員との信頼関係の構築に努め、質の高い福祉サービスを提供するために施設内サービスの改善・見直しを図り、苦情の受付や解決の手続きの利用者への周知と迅速な解決が行えるように、第三者委員と利用者の意見交換会を実施する。

更に、利用者の個別支援計画に基づき、相談対応や経済的自立に向けての就労支援、社会生活適応能力の向上を図る教養講座、健康管理等の支援に取り組んでいく。

(2) 地域福祉の推進

地域福祉の推進として、利用者のプライバシーの保護に配慮しながら清掃作業を行い、地域の美化に努めるとともに利用者の社会参加の認識を高め、施設に対する地域社会の理解を深める。

また、利用者が、余暇活動や教養講座で製作した手芸用品等を川内自興園のバザーに出し、社会参加に繋げる。

(3) 経営基盤の強化

県女性相談センターや警察、福祉事務所などの関係機関と緊密に連携し、援助を必要とする人々の積極的な受け入れに努めるとともに、関係機関に出向いて広報活動を行い、支援を必要とする方々の利用者確保に努める。

また、県内唯一の婦人保護施設としての機能が十分に発揮できるよう、安心・安全な施設環境で経営指標や月次実績報告を意識し、全職員で徹底したコスト削減に努める。

(4) 人材の育成

婦人保護施設の役割と重要性を認識し、個々の多様な問題に対応できるよう、外部から講師を招いてのコンサルテーションを継続して行い、あらゆる問題や課題に対して解決までのプロセスが確立できるように支援者育成と施設内研修の充実を図るとともに、各種研修会への積極的な参加により職員の専門性と諸制度等の理解力を高め、支援技術向上を図る。

また、定期的にコミュニケーションスキル向上のための勉強会、コーチング等の職員研修を実施し、利用者支援力のスキルアップを図る。

7 保育所 同胞保育園 定員150人

(1) 質の高い福祉サービスの提供

子ども・子育て支援新制度に基づき、共働き家庭だけでなく、ひとり親世帯に対しても支援の充実を図り、心豊かに育つよう養護と教育が一体的となった保育の充実と専門性を活かした質の高い保育を提供する。幼児期は生涯にわたり、人格形成の基礎を培う重要な時期であることから、発達段階に応じた子育て支援を行っていく。

保護者支援として、子育てに対する負担や不安、孤立感を和らげるためにも、日々の送迎時や保育参加を通して信頼関係を構築し、子どもの育ちを一緒に喜び、生きがいを感じることができるようきめ細やかな支援を行っていく。

また、療育支援についても、一人ひとりの個性を大切にしながら保護者と共に支援の充実を図っていく。

また、第三者評価受審の評価内容を検討、改善しながら質の高い福祉サービスが実施できるようにしていく。更には、利用者からの相談・苦情等については、迅速に対応し、説明責任を果たすよう努めていく。

(2) 地域福祉の推進

関係機関や専門機関との連携を密にし、情報交換の場を増やすことで関係機関等の協力を得ながら保護者の理解を促し、気になる子への早期支援に努めていく。

また、地域子育て支援センターにおいては、桜島地区の地域支援活動に取り組み、専門性を生かして子育て支援の輪を広げていく。

(3) 経営基盤の強化

入所児童の確保と、特別保育事業（延長保育・一時預かり事業・障害児保育・療育支援・自園型病後児保育・地域子育て支援センター）の充実を図りながら経営の安定に努めていく。

また、築7年となることから、今後の営繕計画を立て、利用者には選ばれる環境を整え入所確保に繋げていく。月次実績報告を生かし、事業コスト意識の醸成や効果的、効率的な経営に努める。

(4) 人材の育成

子ども・子育て支援新制度により、保護者等の保育ニーズが高まっていることから、保育の質の向上のため外部研修や職場内での専門講師による研修と他施設における保育姿勢を学ぶ機会等を設けるなどの研修の充実を努め、保育技術や保育の専門性を高めていく。

また、保護者支援についてもしっかりと対応できる技術を習得するよう人材育成に力を入れる。

更には、不足する保育士確保のため県内の養成校を訪問し、園の広報活動を行う。

8 放課後児童健全育成事業 同胞学童クラブ

(1) 質の高い福祉サービスの提供

子ども・子育て支援新制度に基づき、学校や地域の様々な社会資源との連携を図りながら、保護者と連携して育成支援を行う。

また、子どもの発達や養育環境の状況等を把握し、情緒の安定を図りながら様々な体験の場を提供し、自主性、社会性及び創造性を身につけられるように支援していく。

更には、子どもや保護者からの要望や苦情に対しては、迅速かつ適切に、誠意を持って対応する。

(2) 地域福祉の推進

各小学校と子どもの生活の連続性を保障するため、情報交換や情報共有、職員同士の交流を通して連携を積極的に進めていく。

また、地域の関係機関を積極的に活用し、子どもの活動と交流の場を広げ放課後活動の充実を図っていく。

(3) 経済基盤の強化

児童クラブの取組みを各小学校、地域住民等へ情報提供し、児童の確保に努める。

また、潜在する児童を把握し、長期休み利用等へ繋げていく。

(4) 人材の育成

放課後児童支援員の資格を取得し、専門的な育成支援の向上を図る。異年齢児活動の対応や発達障害児の支援方法等専門的な研修へ積極的に参加し、必要な知識及び技能の習得に努める。

また、放課後児童支援員の言動は子どもや保護者に大きな影響を与えるため、仕事を進める上での倫理を自覚して育成支援の内容の向上に努める。

9 保育所 鹿児島みなみ保育園 定員110人

(1) 質の高い福祉サービスの提供

「子ども・子育て支援法」の基本理念に沿って子どもの最善の利益を保障し、すべての子どもが心身ともに豊かで健やかに育つための保育内容や保育環境の充実を図り、保護者が安心して子どもを託せる保育園づくりに努める。同時に平成27年度に事業団の基本理念が制定された事に伴い、基本理念の実践への取組みに着手する。接遇マナーについても、より良い接遇を目指して、セルフチェック表での振り返りと施設内での研修を実施する。

入所児童の中でも0歳児や気になる子どもが増えてきているため、専門的な知識や保育技術の習得に努めていく。さらに福祉サービスの自己評価及び保護者へのアンケート調査を実施するなど、保護者のニーズを的確に把握し、これまで以上に質の高い福祉サービスの提供に努める。

保護者等からの相談・苦情等についても、迅速に対応し不安解消に努め、保護者支援への研修を強化し信頼される保育園づくりに努める。

安全面においては、関係機関の協力、指導のもと「交通安全教室」「防犯教室」を開催し、安全への理解を深めるとともに、衛生面においても、園内の清掃・消毒を細やかに行い、感染症予防対策に努めていく。ヒヤリ・ハット、事故報告書についても職員会で分析、共有し意識の向上に努め再発防止に努める。

(2) 地域福祉の推進

一時預かり事業にポリテクセンター鹿児島の委託事業を受け入れるとともに、子育て支援事業の充実を図る。また関係機関とのネットワークを密にし、専門性を生かした保育を行い、保護者の育児不安を解消すると同時に児童虐待を未然に防ぐ取組みを行う。

(3) 経営基盤の強化

鹿児島市と連携し、入所児童の積極的な確保に努めるとともに、特別保育サービス（延長保育・一時預かり事業・休日保育・障害児保育・自園型病後児保育・子育て支援事業）を継続実施する。

経常経費のコスト意識の醸成を図り、効果的、効率的執行に努める。

(4) 人材の育成

保育の質の向上のため園内部外部研修の充実を図っていく。園内においては、保育技術習得のための園内研修や保育士同士による保育参観を実施し、お互い切磋琢磨しながら保育技術の向上を図る。

また、キャリアパスの導入に向けた勉強会の実施や施設間人事交流事業を通して人材育成を図る。

保育士不足のなか、確保した保育士の人材育成に重点を置き、継続して働く事のできるようにワーク・ライフバランスに配慮した職場づくりに努める。

10 地域子育て支援拠点事業 南部親子つどいの広場

(1) 質の高い福祉サービスの提供

鹿児島市の子ども・子育て支援施策の一端を担う事業として、併設する南部保健センターと連携のもと、子育て中の親とその子どもが気軽に集い、相互に交流する場を提供する。

同時に、当法人が取り組んでいる各福祉分野での豊富な知識、実績、人材を活用し、的確な支援により子育てに係る不安感の緩和、充実感を得られるよう支援する。

(2) 地域福祉の推進

地域住民、地域組織との連携を密にし、地域における子育ての環境作りと子育て支援機能の充実を図る。

(3) 経営基盤の強化

鹿児島市からの「指定管理者」として市と締結した「管理等に関する基本協定書」に基づき、これを誠実に履行するとともに、適切な管理運営に努める。

(4) 人材の育成

地域子育て支援拠点事業所の支援者としての資質を高めるために親子つどいの広場に関する研修に年間を通じて参加し、職員一人ひとりの技術向上を図る。

11 母子生活支援施設 菊花寮 定員20世帯

(1) 質の高い福祉サービスの提供

当施設は、現在は全面改築のために利用者は昨年8月末から数カ所に分散した生活となっており、事務所は近くに設け運営している。

利用者の別々な住まいでの生活は、新たな施設の完成まで続くが、生活環境の変動に応じたチーム支援体制の強化と、昨年に引き続き母親と子どもに安心感と癒しの場を提供するとともに、生活の安定支援、就労支援、心理的対応、退所支援、アフターケアの一連の過程においても、一貫性のある切れ目のない支援を展開する。

また、利用者の課題を正しく理解し、利用者が自己選択した意向を尊重し、利用者の状況に応じたオーダーメイドの支援を展開する。

改築後は、子育て短期支援事業を開始し、緊急性を要する家庭の受入れを積極的に行っていく。また、福祉サービスの自己評価、利用者アンケート調査を行うなど、サービスの質的向上を図っていく。

防災面については、利用者の安全に努め、事故防止のための各訓練を実施し、職員の危機管理の醸成を図る。

また、DV被害者の対応には、警察・警備会社との連携を強化する。さらに感染症・食中毒の予防に努め、ヒヤリ・ハット、事故報告書については、全職員で共有理解し、リスクマネジメントの活用を図る。

(2) 地域福祉の推進

地域の愛護会、自治会は、世帯毎の加入であるため、利用者が担う寮の役員の役務を職員がサポートすることで、利用者の地域との関わりを深めて行く。

また、引き続き児童のボランティア活動、退所世帯の行事等への参加を促進していく。一方改築後は、地域交流室を積極的に活用し、「ふれあい講演会」や地域の「読み聞かせボランティア」等も受け入れ、施設の地域開放を積極的に行っていく。

(3) 経営基盤の強化

関係機関と連携し、改築する新しい施設の広報を行い、広域入所を積極的に受け入れるなど、入所世帯の確保に努め、経営の安定を図る。

また、月次実績報告を活かし、事業コスト意識の醸成に努め、経営の効果的、効率的な執行に努める。

(4) 人材の育成

DV被害者や発達障害などの障害を抱えた利用者の増加に伴い、利用者の抱える問題も複雑、多様化している。母親と子どもの心理的な問題への対応ができるよう外部、内部研修の充実と外部講師による学習会の強化を図り、職員全体の専門性の向上と人材育成に力をいれていく。

また、子どもの発達段階に応じた子育ての技術、環境を整え、子育てができるように支援し、より一層利用者の思いや願いに寄り添った支援ができる人材の育成に努める。

1.2 障害者支援施設 ゆすの里 日中活動定員80人 施設入所定員70人

(1) 質の高い福祉サービスの提供

「リハビリテーション」をメインサービスとした県内唯一の障害者支援施設として、新たに言語聴覚士の配置を行うなど、施設機能の強化と充実を図る。

利用者の自立と社会参加の促進を図るため、個別支援計画に基づき、個々の障害の特性に応じた作業療法、理学療法、言語・心理・認知療法等日中活動プログラムを充実・強化するとともに、園外行事のあり方について検討を行い、その充実を図る。

また、職場体験実習への参加を促進するとともに、生活介護における生産活動の導入の検討や就労継続B型事業所の立地可能性に関する検討を行う等、利用者の就労促進を図る。

利用者支援に当たっては、事業団基本理念に基づき、利用者一人ひとりのおもいを大切に、利用者一人ひとりに心からの笑顔が生まれるよう努める。

「利用者の安全はすべてに優先する。」ことを全職員に周知徹底するとともに、防災訓練や消防設備の点検・整備、食中毒や感染症予防に必要な点検を定期的に行うなど、安全・安心な生活環境づくりに努める。

(2) 地域福祉の推進

地域における公益的な活動を推進するため、施設の持つ人的資源を生かし、地域住民を対象とする無料開放講座を開催する。

地域に愛され、地域に開かれた施設を目指して実施する夏まつりについては、利用者や地域の要望を踏まえながら、さらなる充実を図る。

地域の自立支援協議会等と連携し、障害者の虐待・差別防止や就労促進を図るなど福祉課題に取り組むとともに、次代の福祉サービスを担う実習生の受入れを積極的に行う。

(3) 経営基盤の強化

経営計画に基づく経営指標の目標値について全職員が共有し、積極的に広報活動を行うなど利用者の確保に努めるとともに、徹底した経費削減に努めるなど、職員一体となって目標達成に取り組む。

社会福祉関係法令等を遵守した経営に努めるとともに、職員会議等を通じて職員一人ひとりに対し、コンプライアンスの重要性について意識啓発を図る。

(4) 人材の育成

職員研修計画による事業団研修、各種団体研修、専門研修、県外研修、職場内研修等により、職員の資質向上を図る。特に、生活訓練事業の充実を図るため、引き続き高次脳機能障害者に対する支援スキルの向上を図る。

職員のモチベーションの高揚を図るため、職員自らが企画し研修に参加し、その研修内容について講師として職場内研修を行うことにより、研修内容のフィードバック及び内部講師の育成を図る。

職員一人ひとりがキャリアに応じて資格取得に取り組むとともに、仕事を通じて成長と達成を実感できる職場環境づくりに努める。

1.3 相談支援事業所 ゆず

(1) 質の高い福祉サービスの提供

市町村が支給要否決定を行う際に提出を求められるサービス等利用計画の作成に当たっては、利用者が自立した日常生活及び社会生活を営むことができるとともに、利用者の心身の状況、その置かれている環境等に応じて、利用者等の選択に基づき、福祉サービス等が総合的かつ効果的に提供されるよう配慮する。

また、自らその提供する計画相談支援の評価を行い、常にその改善を図る。

(2) 地域福祉の推進

市町村や障害福祉サービス事業所等関係機関との連携を図ることにより、地域において必要な社会資源の改善及び開発に努める。

(3) 経営基盤の強化

様々な種別の障害者からの相談に対応できるよう相談支援技術の向上を図り、地域から信頼される相談支援事業所として、計画相談支援件数の確保を図る。

(4) 人材の育成

職員研修計画による事業団研修や職場内研修等により、職員の資質向上を図る。特に、相談支援に関する専門研修に参加することにより、質の高い相談支援技術の習得に努める。

職員が仕事を通じて、成長と達成を実現できる職場環境づくりに努める。

1.4 リハレーションゆす 定員20人

(1) 質の高い福祉サービスの提供

事業所の主たる対象者は、記憶障害、注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害に伴い、日常生活及び社会生活への適応が困難な高次脳機能障害者であることから、利用者の障害特性に応じた認知・言語リハビリテーションや日常生活動作訓練、手段日常生活動作訓練、社会生活技能訓練、就労準備訓練などの支援を行い、社会参加の促進を図る。

利用者の支援に当たっては、通所型の障害福祉サービスであることから、利用者のニーズや障害状況に応じた送迎ルートの確立を図り、安全に福祉サービスが提供できるように努める。

なお、個別支援計画の作成に当たっては、高次脳機能障害の特性に応じて、社会参加型を柱とした質の高い福祉サービスが提供できるように努める。

(2) 地域福祉の推進

県内唯一の高次脳機能障害者をメインとする事業所として、先駆的役割を果たすため、地域の自立支援協議会や相談支援事業所、医療機関、行政機関、家族会等と連携を密にし、高次脳機能障害者支援の必要性、重要性を県内外に発信するとともに、次代の福祉サービスを担う実習生を積極的に受け入れる。

また、利用者の就労促進を図るため、障害者支援施設ゆすの里と連携し、就労継続支援B型事業所の立地可能性について調査・研究を行う。

(3) 経営基盤の強化

一日も早く経営を軌道に乗せるため、全職員が一丸となって広報活動を行うなど利用者の確保に努める。

また、徹底した経費削減により、収支バランスを図るなど、できるだけ早い時期に経営基盤が確立するよう、職員が一体となって取り組む。

社会福祉関係法令等を遵守した経営に努めるとともに、職員会議等を通じて職員一人ひとりに対し、コンプライアンスの重要性について意識啓発を図る。

(4) 人材の育成

職員研修計画による事業団研修、各種団体研修、専門研修、県外研修、職場内研修等により、職員の資質向上を図るとともに、高次脳機能障害について、定期的に事業所内で勉強会を行うなど、職員一人ひとりの支援スキルの向上を図る。

また、職員一人ひとりがキャリアに応じて資格取得に取り組むとともに、仕事を通じて成長と達成を実感できる職場環境づくりに努める。

1.5 障害者支援施設 川内自興園 日中活動定員140人 施設入所定員100人

(1) 質の高い福祉サービスの提供

事業団の基本理念と職員倫理綱領を念頭に、サービス管理責任者が作成するサービス等利用計画を踏まえ、利用者や家族のニーズを課題とした個別支援計画・支援の提供を行う。

また、社会・経済・文化活動に積極的に参画できる機会を提供し、より質の高い効率的・効果的なサービス提供に努め、利用者や家族等に満足してもらえるサービス提供に努める。

多機能型事業所としてのメリットを最大限に発揮するために、各事業所毎にPDCAサイクルを踏まえたサービス提供と連携がとれるように努める。

サービス担当者会議と個別支援会議の充実、リスクマネジメント活動の推進に日頃から取り組み、マニュアルの周知とそれに基づいた適切な対応が出来るよう常に危機意識を持って業務に取り組む。また、放射能避難指示に基づく避難についてマニュアルの整備を行う。

また、快適な生活環境で身体機能や生活状況に応じた暮らしの提供と各事業の目的に沿った利用者の有意義な日常生活支援・訓練の提供を行う。

(2) 地域福祉の推進

地域のニーズに的確に対応するため、薩摩川内市の自立支援協議会やほくさつ障害者就業・生活支援センター、各市町村の障害福祉所管課や相談支援事業所、他の障害者支援施設や医療機関等と連携し、日中活動の通所事業や短期入所、日中一時支援事業の拡充を図れるよう、特定相談支援事業所あおぞらを中心とした地域福祉の推進に努める。

フレンドリーハウスあおぞらの建物と隣接するグラウンドを地域に開放するとともに、外部講師を招いたセミナー開催など、地域の多様なニーズに応えられるようにする。

ショップあおぞらと、ほくさつ障害者就業・生活支援センター内のアンテナショップについても引き続き地域住民への広報と理解を広げ、薩摩川内市の自立支援協議会の就労支援部会のネットワークの中で、障害者と消費者とを繋ぐ機関としての役割を担う。

また、毎週水曜日に地域のスーパーで実施している資源ごみの回収作業について引き続き実施し、地域貢献活動を推進する。

(3) 経営基盤の強化

各事業の進捗状況において月次実績で確認するとともに、経営指標の目標を全職員で共有し、効率的・効果的な運営と経営意識をもって自立的・自主的経営を念頭に予算執行と適切な財務管理を行う。

また、薩摩川内市の福祉ニーズについて引き続き把握を行い、利用者の利用率充足と新規事業の可能性を探る。

(4) 人材の育成

職員研修計画に基づき、全ての職員が質の高いサービスを提供できるよう資質の向上を図る。その為に、研修の機会やOJT、OFF-JT、自己啓発研修の強化を図り、サービスのあり方や質について職員が意識して取り組み、働きがいのある職場環境を目指す。

また、QC活動で3づくり運動（健康づくり、仲間づくり、スキルづくり）や他事業所との人事交流・スキルアップの為に資格取得を引き続き奨励し、職員の自己実現に対する意識を高める風土を醸成する。

1.6 共同生活援助事業（介護サービス包括型） 川内ひまわりホーム 定員30人

(1) 質の高い福祉サービスの提供

相談支援事業所と連携して利用者一人ひとりのサービス等利用計画を踏まえ、その人の課題と意向に沿った個別支援計画を作成し、地域の社会資源を活用した社会、経済、文化活動に積極的に参画できる機会を設けるなど、豊かで楽しい地域生活を過ごせるよう支援する。現在、地域の職場にホームから通勤する利用者も増えてきているので個別支援会議、サービス担当者会議を定期的で開催し、サービス管理責任者、世話人、支援員が情報を共有し本人や家族、各事業所、就労先との連絡調整を行い、連携のとれたサービスの提供を行う。

昨年度定員を増員し、地域の中に新たに開設したグループホームも含め地域住民に受け入れられ良好な関係が構築できるように努める。

(2) 地域福祉の推進

関係機関や地域住民への共同生活援助事業の理解を広げるため、利用者の地域行事への積極的参加を促す。また、地域の中で生活する障害者を支える社会資源として関係機関とのネットワークを構築していく。

ほくさつ障害者就業・生活支援センターとも連携し、共同生活援助事業の利用を希望する障害者に対し、住まいの場の提供を推進し支援を行う。

(3) 経営基盤の強化

昨年度定員枠を増やしたが、今後も共同生活援助ならではのサービス提供を進め、地域の中で自分らしい生活ができるようにサービスの質を高め、魅力ある生活を提供することで利用率の向上を図り、経営基盤を強化する。

(4) 人材の育成

職員研修計画に基づき、法人内部研修及び各団体研修、専門研修、職場内研修等に積極的に参加する機会を増やし、全ての職員がより質の高いサービスを提供できるよう支援する。

日頃の業務の中でも職員へのOJT、OFF-JT、自己啓発研修を実施し、利用者への適切な支援が展開されるよう努める。

1.7 特定相談支援事業所 あおぞら

(1) 質の高い福祉サービスの提供

福祉サービスを利用したいと思う相談者やサービスを利用している障害者に対して、的確な情報提供と関係機関に提出するサービス計画作成を通じて本人や家族等の思いを実現できるように関係機関にきちんと情報提供するとともに、サービス担当者会議や定期的なモニタリング会議の充実を図る。

本年度から障害児の相談計画作成を開始することで、障害者同様の的確な情報提供とサービス計画を策定できるようにスキルアップを図る。

(2) 地域福祉の推進

地域の福祉サービスを利用したい障害者やサービスを利用している障害者と関係調整を行い、地域資源を有効に活用し、サービスが受けられるよう関係調整を図り地域福祉を推進する。

(3) 経営基盤の強化

これまでの相談依頼に加え、新たに障害児の相談計画を作成する際の相談に的確に対応するため、相談支援技術の向上を図り、相談件数を増やすことで増収に繋がるように努める。

(4) 人材の育成

職員研修計画に基づき、事業団内研修及び各団体研修、専門研修、職場内研修等に積極的に参加する機会を増やし、質の高いサービスを提供できるよう努める。

また、相談支援技術の向上のため専門研修等積極的に受講できるように調整し、人材育成を図る。

1.8 障害児通所支援事業（放課後等デイサービス）チャイルドクラブあおぞら 定員10人

(1) 質の高い福祉サービスの提供

事業団の基本理念・職員倫理綱領を念頭に、障害児サービス計画に基づき家族等の思いを受け止め、学校から家庭に戻るまでの間や学校が休みの時に安心して過ごせる居場所としての機能と個々の障害児の持つ特性に十分に配慮した個別支援に努め、自立支援と日常生活の充実のための活動を提供し、質の高いサービス提供に努める。

(2) 地域福祉の推進

薩摩川内市の自立支援協議会の子ども部会への参加、学校や相談支援事業所等の関係機関と連携を図り、地域の障害児のニーズを把握し地域福祉に貢献できるようにネットワーク作りを推進する。

(3) 経営基盤の強化

障害児や保護者のニーズに応じたサービス提供のあり方とPDC Aサイクルによる適切な事業所の管理・運営体制を確率し支援技術の向上に努め、利用率の向上に努める。

(4) 人材の育成

職員研修計画に基づき、園内の研修及び県内外の研修に積極的に参加することで、児童発達支援管理責任者を始めとする保育士、指導員の支援技術の向上を図り、質の高いサービス提供に努める。

19 かがしま障害者就業・生活支援センター

(1) 質の高い福祉サービスの提供

就職を希望する障害者や離職した障害者、在職中の障害者の職業生活における自立を図るため障害者からの相談に応じ、事業主に対して障害者の就職後の雇用管理に係わる助言を行うほか、障害者に対して障害者職業センターや、事業主により行われる職業準備訓練及び現場実習のあっせんを行う。

特に、在職中の障害者に対して、事業主や関係機関と連携し、職場への定着状況を把握するとともに、職場での悩み等を話し合う交流の機会を定期的に提供し、職場定着の促進を図る。

また、障害者の雇用経験のない事業所において、短期の雇用体験を実施することにより、雇用する際の課題等を解決し雇用の場を拡大する。

更には、就業の支援と同時に、生活習慣の形成、健康管理、金銭管理、余暇活動等の日常生活への支援も必要に応じて行う。

平成28年度より障害者就業・生活支援センター事業評価の実施に伴い、障害者就業・生活支援センターの実績の適正な評価を受け、地域特性に応じた支援の強化を図っていく。

(2) 地域福祉の推進

業務の円滑かつ有効な実施に資するため、公共職業安定所、障害者職業センター、社会福祉施設、医療施設、特別支援学校等との連絡会議を開催し、情報収集を行い支援の充実を図る。

(3) 経営基盤の強化

労働局及び県と締結した委託契約書を誠実に履行し、業務委託費の適正な執行を行う。

(4) 人材の育成

就業及びこれに伴う日常生活上の問題について、専門性に特化した指導及び助言ができるように県外専門研修を含めた職員研修を充実する。

また、所内勉強会を毎月実施し課題解決のためのコーディネート力の強化に努める。

20 ほくさつ障害者就業・生活支援センター

(1) 質の高い福祉サービスの提供

就職を希望する障害者や離職した障害者、在職中の障害者の職業生活における自立を図るため障害者からの相談に応じ、事業主に対して障害者の就職後の雇用管理に係わる助言を行うほか、障害者に対して障害者職業センターや、事業主により行われる職業準備訓練及び現場実習のあっせんを行う。

特に、在職中の障害者に対して、事業主や関係機関と連携し、職場への定着状況を把握するとともに、職場での悩み等を話し合う交流の機会を定期的に提供し、職場定着の促進を図る。

また、障害者の雇用経験のない事業所において、短期の雇用体験を実施することにより、雇用する際の課題等を解決し雇用の場を拡大する。

更には、就業の支援と同時に、生活習慣の形成、健康管理、金銭管理、余暇活動等の日常生活への支援も必要に応じて行う。

支援対象障害者の把握、センターに関する周知を図り、適正な運営のための利用者確保に努めるとともに併設施設の障害者支援施設川内自興園の就労移行支援事業所への情報提供や基礎訓練等の必要な利用者への情報提供の連携を推進する。

また、平成28年度より障害者就業・生活支援センター事業評価実施に伴い、障害者就業・生活支援センターの実績の適正な評価を受け、地域特性に応じた支援の強化を図る。

(2) 地域福祉の推進

業務の円滑かつ有効な実施に資するため、公共職業安定所、障害者職業センター、社会福祉施設、医療施設、特別支援学校等との連絡会議を開催し、情報収集を行い、支援の充実を図る。

他機関主催の研修や連絡会等に参加し、地域におけるセンター業務の理解と周知を図るとともに、地域の資源について把握し、連携した支援ができるよう地域福祉の推進に努める。

薩摩川内市、出水市の自立支援協議会の就労支援に関わる専門部会で情報提供等進め、地域のネットワークの中で地域での就労支援の推進を図る。

(3) 経営基盤の強化

労働局及び県と締結した委託契約書を誠実に履行し、業務委託費の適正な執行を行う。

(4) 人材の育成

支援対象者の多様化する就業及びこれに伴う日常生活上の問題について、支援を実施していくうえで必要となる知識及び技術の習得に努め、専門性に特化した指導及び助言ができるように県外専門研修を含めた職員研修を充実する。また、所内勉強会を毎月行い、スキルアップの為にOJTの推進を図ることで、支援員ひとり一人の専門性を強化する。